

防衛施設強靱化推進協会との意見交換会

～制度改正等に関する情報提供～



2026年6月24日(水)
防衛省整備計画局施設グループ

技術基準等関係

建築士法の工事監理を建設工事に包含して発注する場合の積算について

01

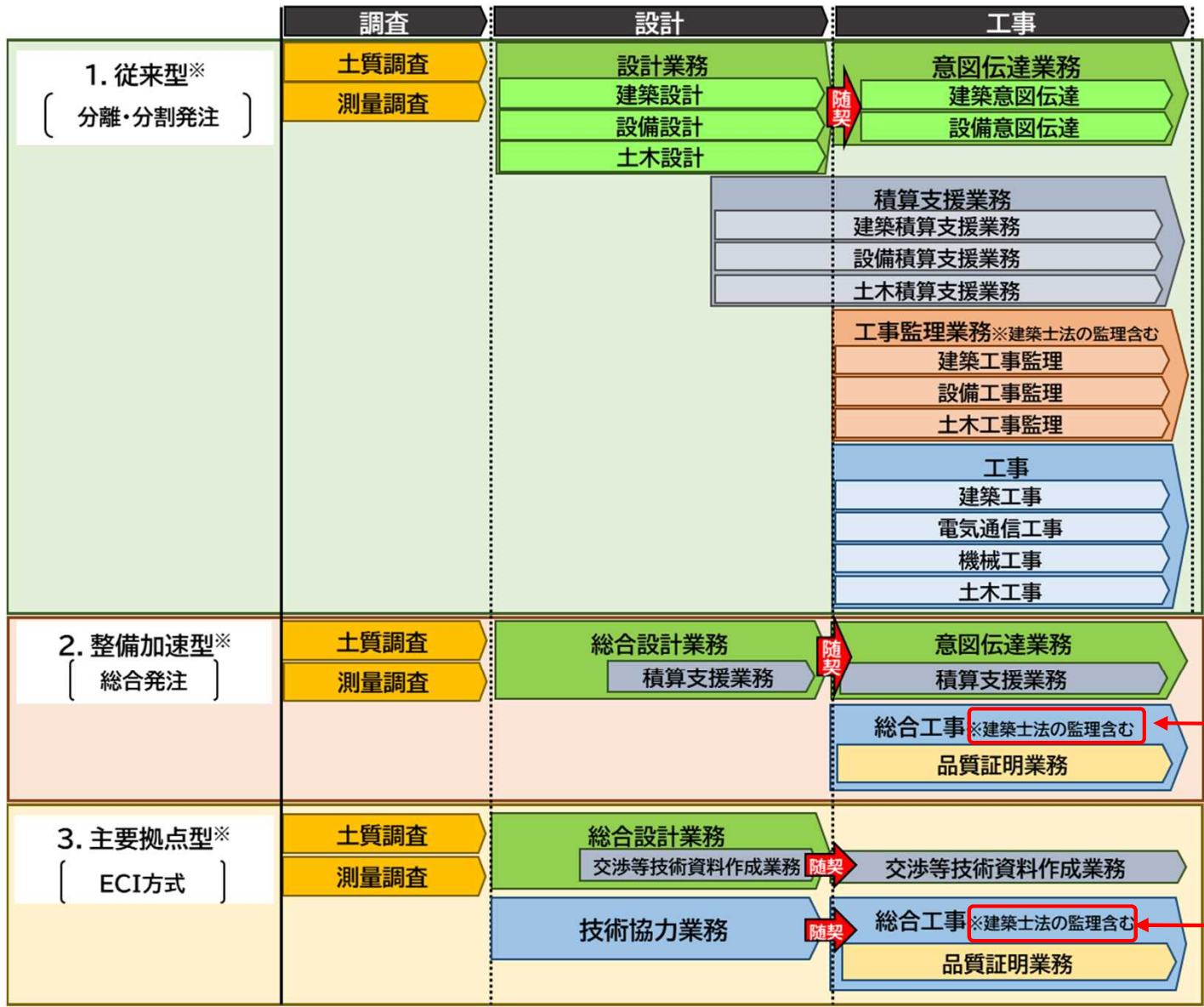
総合評価の改正・運用の見直しについて

02

1. 建築士法の工事監理を建設工事に包含して発注する場合の積算について

背景

➤ 整備加速型(総合工事)及び主要拠点型(ECI方式)による建設工事の実施にあたっては、官民協力の新たな品質確保体制として、建築士法の工事監理及び品質証明業務を含めて契約することとしているが、これまでの意見交換を踏まえ、建築士法の工事監理に要する費用に係る規定を見直しするもの



○各種発注方式における特性

- ・整備加速型と主要拠点型は総合工事に建築士法の工事監理と品質証明業務を含める
- ・従来型は工事監理業務を工事とは別途に発注

建築士法の工事監理に係る業務細分率に係る要望を踏まえ、実態に即した形に見直し

1. 建築士法の工事監理を建設工事に包含して発注する場合の積算について

工事監理に係る業務細分率の見直し

☞ 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく工事監理に係る積算に適用する業務細分率については、実態に即した費用計上となるよう、以下のとおり見直す

○現行

			総合	構造	設備
工事監理に係る業務細分率	(1)工事監理方針の説明等	(i)工事監理方針の説明	0.01	0.01	0.02
		(ii)工事監理方法変更の場合の協議	0.01	0.01	0.01
	(2)工事と設計図書との照合及び確認		0.16	0.20	0.13
	(3)工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.05	0.04	0.05
	(4)工事監理報告書等の提出		0.06	0.05	0.08
	合計		0.29	0.31	0.29

○見直し

			総合	構造	設備
工事監理に係る業務細分率	(1)工事監理方針の説明等	(i)工事監理方針の説明	0.01	0.01	0.02
		(ii)工事監理方法変更の場合の協議	0.01	0.01	0.01
	(2)設計図書の内容の把握等	(i)設計図書の内容の把握	0.06	0.08	0.06
		(ii)質疑書の検討	0.08	0.09	0.07
	(3)設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i)施工図等の検討及び報告	0.18	0.19	0.19
		(ii)工事材料、設備機器等の検討及び報告	0.06	0.06	0.09
	(4)工事と設計図書との照合及び確認		0.16	0.20	0.13
	(5)工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.05	0.04	0.05
(6)工事監理報告書等の提出		0.06	0.05	0.08	
工事監理に関するその他の業務に係る業務細分率	(1)工程表の検討及び報告		0.06	0.02	0.06
	(2)設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		0.11	0.09	0.09
	(3)工事と工事請負契約との照合、確認、報告	(i)工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.04	0.04	0.04
		(ii)工事請負契約に定められた指示、検査等	0.05	0.04	0.04
		(iii)工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	0.00	0.01	0.00
	(4)関係機関の検査の立会い等		0.03	0.03	0.03
	合計		0.96	0.96	0.96

対象業務の項目を追加

その他

☞ 別途通知していた品質管理証明者が行う品質証明業務に係る実施要領を定めた「品質証明業務における品質管理証明者の確認等について（通知）」（防整整第8808号）を統廃合

☞ 本件見直しを着実に実施するために特記仕様書記載例を作成し、各局に周知

適用開始時期

☞ 令和8年6月22日以降に入札公告を行う案件から適用

2. 総合評価の改正・運用の見直しについて

～ 当省と災害協定を締結した業界団体に加盟している企業への加点 ～

概 要

防衛省では、平時から連絡体制の整備や訓練の実施等を通じ、災害時に即応可能な体制の確保のため、業界団体等と災害協定締結を逐次行っているところです。当省との災害協定に基づく訓練や活動実績等を有する企業に対して、総合評価落札方式において、工事の履行能力に直結する要素として加点評価することとしました。

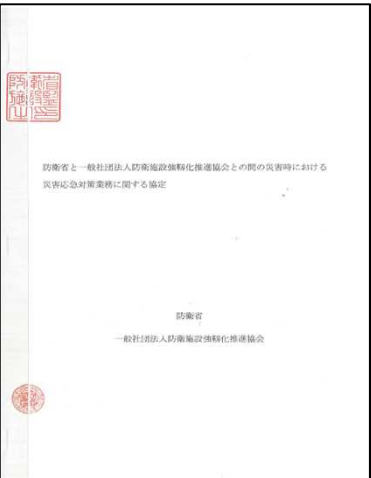
総合評価落札方式の評価において、当省と災害協定を締結した業界団体に加盟している企業の

◆ 防災に係る取組姿勢（訓練実績、加盟）

◆ 活動実績

を **加点評価**

- 当省と災害協定を締結した団体に加盟し、出動又は訓練に参加した実績 = **4点**
- 当省と災害協定を締結した団体に加盟 = **2点**



【適用開始】
令和8年7月1日以
降に入札公告を行う
建設工事及び建設コ
ンサルタント等業務
から

2. 総合評価の改正・運用の見直しについて

～ 地域評価型の適用範囲拡大 ～

背景

防衛施設の強靱化事業を全国の基地・駐屯地で同時並行的に実施しておりますが、各事業を確実かつ円滑に執行していくには、これまで以上に地域の施工体制を担う企業の皆様に参画いただくことが不可欠です。

一部地区（全国で20地区程度）に限定して適用してきた地域評価型について、

これまでの既存地区の運用は維持しつつ、

全都道府県単位（県レベル）に適用を拡大

既存の「地域評価型」の評価において、対象地区を県レベルとし、主に以下に加点

- ①県内における**施工実績**
- ②県内に**本店（社）の所在**
- ③地元企業への**下請受注率** 等

【適用開始】

令和8年7月1日以降に入札公告を行う建設工事から